「しんぶん赤旗」をお読みください
●日刊紙　月3497円　1部130円
●日曜版　月　823円　1部210円
お申し込みは、お近くの党事務所、党員、または党中央委員会へ。
☎03（3403）6111　メールアドレス info@jcp.or.jp

しんぶん赤旗

特別号外

2015年 11月 1日 日曜日

発行所　日本共産党中央委員会
東京都渋谷区千駄ヶ谷4の26の7
〒151-8586　☎03(3403)6111

■「赤旗」公式 facebook アカウント 赤旗PR、twitter アカウント @akahata_PR　■ファクス 中央委員会 03(5474)8358　赤旗編集局 03(3350)1904　■http://www.jcp.or.jp/

戦争法論戦マップ　2 3
戦争法廃止のたたかい　4

# 「国民連合政府を」流れ大きく

## 各界から期待・注目

日本共産党が、政府・与党による戦争法強行成立（9月19日）の直後、「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」の実現をよびかける「提案」を発表してから1カ月余がたちました。

「提案」発表後、日本共産党は各界・各分野の人々と対話を行い、「提案」に対する期待や共感の声が広がっています。

小林節慶応大学名誉教授は、「わが意を得たり」と歓迎の意を表明。「独裁政治をつぶして、立憲主義を立て直し、平和主義と民主的な議会制度というものを回復する。これがすべてに優先します」と力説しました。

作家の瀬戸内寂聴氏は、「野党がまとまって力を強くしないとダメですね。〝うちが中心でなければいや〟とかいっているときではありません。お互いに虚心坦懐に力を合わせてほしい」と語りました。

日本共産党の志位和夫委員長は「提案」発表後、民主党の岡田克也代表、社民党の吉田忠智党首、生活の党の小沢一郎代表と相次ぎ会談しました。社民党と生活の党とは大筋の方向性が共有されました。民主党の岡田代表は、「じっくりとこれからも共産党とは話をして、少しでもいい結果につながるよう努力したい」と表明しています。

10月16日には、戦争法案に反対してきた諸団体と共産、民主、維新、社民、生活の野党5党が意見交換会を行い、参加団体からは「国民連合政府の呼びかけに大変期待を持った。早く選挙をしたいという声も強く上がっている」などの声が出されました。

「提案」はメディアでも注目され、野党共闘に関し質問する各種世論調査が相次いで行われています。

「朝日」10月20日付の調査結果では、来年の参院選挙で野党が選挙協力するべきだと思うかの問いに、「協力するべきだ」が48％で、「そうは思わない」の34％を大きく上回りました。

「提案」が投じた一石によって、「野党は共闘」ということが一つの流れになりつつあります。

共産党は「提案」をもって野党各党と会談。各界・各分野の団体や、学者、文化人、法曹関係者ら識者と対話を続けています。記者会見やネット番組で「提案」の発信をしています

### 野党の選挙協力について

国民連合政府について報じる各紙

---

# 「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」の実現をよびかけます

日本共産党中央委員会幹部会委員長　志位 和夫

2015年9月19日

安倍自公政権は、19日、安保法制――戦争法の採決を強行しました。

私たちは、空前の規模で広がった国民の運動と、6割を超す「今国会での成立に反対」という国民の世論に背いて、憲法違反の戦争法を強行した安倍自公政権に対して、満身の怒りを込めて抗議します。

同時に、たたかいを通じて希望も見えてきました。戦争法案の廃案を求めて、国民一人ひとりが、主権者として自覚的・自発的に声をあげ、立ち上がるという、戦後かつてない新しい国民運動が広がっていること、そのなかでとりわけ若者たちが素晴らしい役割を発揮していることは、日本の未来にとっての大きな希望です。

国民の声、国民の運動にこたえて、野党が結束して、法案成立阻止のためにたたかったことも、大きな意義をもつものと考えます。

このたたかいは、政府・与党の強行採決によって止まるものでは決してありません。政権党のこの横暴は、平和と民主主義を希求する国民のたたかいの新たな発展を促さざるをえないでしょう。

私たちは、国民のみなさんにつぎの呼びかけをおこないます。

## 1、戦争法（安保法制）廃止、安倍政権打倒のたたかいをさらに発展させよう

戦争法（安保法制）は、政府・与党の「数の暴力」で成立させられたからといって、それを許したままにしておくことは絶対にできないものです。

何よりも、戦争法は、日本国憲法に真っ向から背く違憲立法です。戦争法に盛り込まれた「戦闘地域」での兵站、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、そして集団的自衛権行使――そのどれもが、憲法9条を蹂躙して、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっています。日本の平和と国民の命を危険にさらすこのような法律を、一刻たりとも放置するわけにはいきません。

戦争法に対して、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官を含むかつてない広範な人々から憲法違反という批判が集中しています。このような重大な違憲立法の存続を許すならば、立憲主義、民主主義、法の支配というわが国の存立の土台が根底から覆されることになりかねません。

安倍首相は、〝国会多数での議決が民主主義だ〟と繰り返していますが、昨年の総選挙で17％の有権者の支持で議席の多数を得たことを理由に、6割を超える国民の多数意思を踏みにじり、違憲立法を強行することは、国民主権という日本国憲法が立脚する民主主義の根幹を破壊するものです。

私たちは、心から呼びかけます。憲法違反の戦争法を廃止し、日本の政治に立憲主義と民主主義をとりもどす、新たなたたかいをおこそうではありませんか。安倍政権打倒のたたかいをさらに発展させようではありませんか。

## 2、戦争法廃止で一致する政党・団体・個人が共同して国民連合政府をつくろう

憲法違反の戦争法を廃止するためには、衆議院と参議院の選挙で、廃止に賛成する政治勢力が多数を占め、国会で廃止の議決を行うことが不可欠です。同時に、昨年7月1日の安倍政権による集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回することが必要です。この二つの仕事を確実にやりとげるためには、安倍自公政権を退陣に追い込み、これらの課題を実行する政府をつくることがどうしても必要です。

私たちは、心から呼びかけます。〝戦争法廃止、立憲主義を取り戻す〟――この一点で一致するすべての政党・団体・個人が共同して、「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」を樹立しようではありませんか。この旗印を高く掲げて、安倍政権を追い詰め、すみやかな衆議院の解散・総選挙を勝ち取ろうではありませんか。

この連合政府の任務は、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し、戦争法を廃止し、日本の政治に立憲主義と民主主義をとりもどすことにあります。

この連合政府は、〝戦争法廃止、立憲主義を取り戻す〟という一点での合意を基礎にした政府であり、その性格は暫定的なものとなります。私たちは、戦争法廃止という任務を実現した時点で、その先の日本の進路については、解散・総選挙をおこない、国民への態度をはじめ、国政の諸問題での政策的な違いが存在します。そうした違いがあっても、それは互いに留保・凍結して、憲法違反の戦争法を廃止し、立憲主義の秩序を回復するという緊急・重大な任務で大同団結しようというのが、私たちの提案です。この緊急・重大な任務での大同団結がはかられるならば、当面するその他の国政上の問題についても、相違点は横に置き、一致点で合意形成をはかるという原則にたった対応が可能になると考えます。

この連合政府の任務は限られたものですが、この政府のもとで、日本国憲法の精神にそくした新しい政治への一歩が踏み出されるならば、それは、主権者である国民が、文字通り国民自身の力で、国政を動かすという一大壮挙となり、日本の政治の新しい局面を開くことになることは疑いありません。

## 3、「戦争法廃止の国民連合政府」で一致する野党が、国政選挙で選挙協力を行おう

野党間には、日米安保条約の審判をふまえて選択すべきだと考えます。

来るべき国政選挙――衆議院選挙と参議院選挙で、戦争法廃止を掲げる勢力が多数を占め、連合政府を実現するためには、野党間の選挙協力が不可欠です。

私たちは、これまで、国政選挙で野党間の選挙協力を行うためには、選挙協力の意思とともに、国政上の基本問題での一致が必要となるという態度をとってきました。同時に、昨年の総選挙の沖縄1～4区の小選挙区選挙で行った、「米軍新基地建設反対」を掲げての選挙協力のように、〝国民的な大義〟が明瞭な場合には、政策的違いがあってもそれを横に置いて、柔軟に対応するということを実行してきました。

いま私たちが直面している、戦争法を廃止し、日本の政治に立憲主義と民主主義を取り戻すという課題は、文字通りの〝国民的な大義〟をもった課題です。

日本共産党は、「戦争法廃止の国民連合政府」をつくるという〝国民的な大義〟で一致するすべての野党が、来るべき国政選挙で選挙協力を行うことを心から呼びかけるとともに、その実現のために誠実に力をつくす決意です。

この間の戦争法案に反対する新しい国民運動の歴史的高揚は、戦後70年を経て、日本国憲法の理念、民主主義の理念が、日本国民の中に深く定着し、豊かに成熟しつつあることを示しています。国民一人ひとりが、主権者としての力を行使して、希望ある日本の未来を開こうではありませんか。

すべての政党・団体・個人が、思想・信条の違い、政治的立場の違いを乗り越えて力をあわせ、安倍自公政権を退場させ、立憲主義・民主主義・平和主義を貫く新しい政治をつくろうではありませんか。

# 廃止しかない

空前の規模で広がった国民の運動と６割を超す「今国会での成立に反対」という国民世論に背いて、安倍自公政権は９月19日未明、戦争法（安保法制）を強行成立させました。

政府は、「平和安全法制」を標ぼうしていますが、その内容は、米国が、世界で行う戦争にさいして、いつでも、どこでも、どんな戦争でも、自衛隊が参戦・支援するための戦争法にほかなりません。憲法９条を破壊する最悪の違憲立法は廃止するしかありません。

## 「戦闘地域」での軍事支援の拡大　「殺し、殺される」危険が決定的に高まる

### ❶「戦闘地域」に派兵すれば、攻撃され、戦闘になる

戦争法には、武力行使をしている米軍等への補給、輸送などの地球規模での軍事支援――兵站（へいたん＝後方支援）を定めた二つの法律があります。重要影響事態法と国際平和支援法（海外派兵恒久法）です。

**攻撃されたら「武器を使用する」**

二つの法律に共通する最大の問題は、2001年のテロ特措法、03年のイラク特措法にあった「非戦闘地域」という「歯止め」を外し、実際に戦闘が起こっている「戦闘現場」以外なら、いつ戦闘が起こるか分からない「戦闘地域」でも、自衛隊の軍事支援ができることです。

日本共産党の志位和夫委員長が、「戦闘行為が行われる可能性があるところまで自衛隊が行くということは、自衛隊自身が相手方から攻撃される可能性があるということになる」とただしたのにたいし、安倍晋三首相は、自衛隊が攻撃されたら「武器の使用をすることになる」と答弁しました。

志位氏は、自衛隊がイラクにもっていった武器（110ミリ対戦車弾など）を示し、「こうした武器を使って反撃することが戦闘でなくて何なのか」と追及しました。（５月27日）

**イラク派兵の実態は戦闘の一歩手前**

穀田恵二衆院議員が示した自衛隊陸上幕僚監部が作成した「イラク復興支援活動行動史」は、イラクへの自衛隊派兵を「純然たる軍事作戦であった」と記述。「危ないと思ったら撃て」と指導した指揮官が多かったこと、ロケット弾・迫撃砲の攻撃で、「一つ間違えば甚大な被害に結びついた可能性もあった」など生々しく描いています。

穀田氏は「非戦闘地域での復興支援が建前でも、（武力行使の）寸前までいった。（活動範囲を）広げれば（殺し、殺される）危険がある」と批判しました。（７月10日）

インド洋・イラク帰還

**自衛官のうち56人が自ら命を絶っている**

これまで自衛隊員の戦死者が出ていないものの、犠牲者が出ていないわけではありません。テロ特措法でインド洋に派遣された自衛官のこれまでの自殺者数は、海上自衛隊の27人。イラク特措法で派遣された自衛官の自殺者数は、陸上自衛隊21人、航空自衛隊８人で、合計29人。派遣された自衛官の自殺者数は合計56人に達しています。

### ❷ 兵站は武力行使と一体不可分

安倍政権が「後方支援」と呼んでいるのは、国際的には兵站と呼ばれている活動です。

志位氏は、米軍の『海兵隊教本』を提示し、「兵站は戦闘と一体不可分、戦争行動の中心構成要素」であることを明らかにしました。

安倍首相は、「後方支援は他国の武力の行使と一体化することがないように行う」とのべていますが、志位氏は、「自衛隊が支援する米軍が、兵站は武力行使と一体不可分であり、戦争行為の不可欠の一部であり、戦争の中心構成要素だと言っている。これが兵站の本質ではないか」と強調しました。（５月27日）

### ❸ 兵站ほど狙われやすい

**米陸軍死傷者の10～12％は補給任務**

小池晃副委員長が明らかにした米陸軍の報告によると、03年から５年間にイラクとアフガニスタンでの補給任務での死傷者数は、陸軍だけで3000人超。「補給任務での死傷者数は深刻である。米陸軍の死傷者の10～12％を占めている」とのべています。

小池氏が「兵站ほど狙われやすい。この実態を認めないのか」と追及したのにたいし、安倍首相は「自衛隊が現実に活動を行う期間について戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定したうえで、後方支援を行う」と答弁しました。

しかし、小池氏が「条文のどこに書いてあるのか」と問いただしたのにたいして、中谷元・防衛相はしぶしぶ「記述はございません」と認めました。（７月29日）

**「安全なところで活動」は非現実的**

安倍首相や、中谷防衛相は「安全なところで活動する」とくりかえしました。それがいかに非現実的なものであるかは、「イラク復興支援活動行動史」の墨塗り部分に、道路の脇などで突然爆発するＩＥＤ（即席爆発装置、路肩爆弾）攻撃があったことが書かれていたことをみても明らかです。

キャンプ富士（静岡県御殿場市）でＩＥＤ犠牲者の救出訓練を行う米海兵隊員＝2014年７月（米海兵隊ウェブサイトから）

アフガニスタン戦争に派遣されたカナダやドイツ、イタリアなど米軍以外の犠牲者の死因をみれば、ＩＥＤや自爆による死者が60～80％に達しています。「安全な場所で行うから大丈夫」という議論は成り立ちません。

### ❹ 無制限の武器輸送・弾薬提供の危険

**法文上は核兵器の輸送も「排除していない」**

今回の重要影響事態法と派兵恒久法では、「武器の提供」以外はできるようになりました。

まず輸送です。法律上、無制限です。小池氏の質問にたいし、中谷防衛相は「法律では、除外をした規定はない」とのべ、米軍のミサイルも戦車も輸送できることを認めました。（７月29日）

民主党の白眞勲参院議員の質問に、中谷氏は、「核兵器の運搬も法文上は排除していない」などとのべました（８月５日）。一方で、安倍首相や中谷防衛相は、核兵器の輸送は「全く想定していない。ありえない」とのべましたが、法律への明記を求められると、「必要ない」「かえって不適切」と拒否しました。

「弾薬の提供」も可能となりました。提供できる種類も「特に排除をしている規定はない」とのべ、ロケット弾も戦車砲弾もりゅう弾も無反動砲も、外国軍に提供できることを認めました。

**戦闘に向かう航空機への給油も可能に**

空中給油を含め、戦闘に向かう航空機への給油も「戦闘現場」でなければ制限はありません。自衛隊海上幕僚監部防衛課の内部資料は、実際の運用として、米軍のヘリが敵潜水艦を探知し、追加部隊が投入され、敵潜水艦を攻撃した後、米軍ヘリが海上自衛隊のＤＤＨ（ヘリ空母）に着艦して燃料補給を行うことを示しています。

小池氏が「発進準備中の航空機に対する給油活動が可能になれば、こういう活動が可能になるのか」とただしたのにたいし、中谷氏は「日米共同による対潜水艦作戦における後方支援の一つ」と認めました（７月29日）。世界のだれが見ても米軍と一体となった武力行使です。

**ＩＳ空爆への支援も「法律的にはあり得る」**

安倍首相らは、「ＩＳに対する空爆への後方支援、軍事的な支援は考えていない」とのべています。しかし、赤嶺政賢衆院議員の追及にたいし、法律上は否定しませんでした（６月５日）。参院でも「要件を満たせば、法理論としては適用されることはあり得る」などとくりかえしています。

### ❺ 戦闘現場でも捜索・救助活動を継続

重要影響事態法は、「捜索救助活動」について、銃弾が飛び交う「戦闘現場」でも中断せずに継続できるようにしています。宮本徹衆院議員が、「戦闘現場」で「捜索救助活動」を実施すれば「自衛隊員にも戦死者がでることになる」と追及したのにたいし、中谷防衛相は「安全が確保されているか否かは、個別具体的な状況に即して判断する」というだけでした。

### ❻ 世界で通用しない「武力行使と一体化しない」論

志位氏が党首討論（６月17日）で「『武力行使と一体でない後方支援』という国際法上の概念が存在するのか」とただしたのにたいし、安倍首相は「国際法上、そういう概念はありません」と認めました。世界に通用しない概念を盾に地球の裏側まで自衛隊を派兵しようとしているのです。

### ❼ 武器・弾薬の輸送等にも民間を動員

「イラク復興支援活動行動史」は、派遣部隊の「総輸送力の99％を民間輸送力に依存」したことを明記しています。

辰巳孝太郎参院議員が、イラク派兵時の輸送実態をただしたのにたいし、中谷防衛相は、民間機では日航、アントノフ航空（ウクライナ）などを利用したことを明らかにしました。日本通運との契約には「武器・弾薬の輸送も含まれている」とし、整備・修理のために民間技術者が派遣されたことも認めました。

重要影響事態法や国際平和支援法は、地方公共団体や民間企業に「必要な協力を依頼することができる」としています。辰巳議員が、自衛隊の「安全確保配慮」規定が民間企業には適用されないことを追及したのにたいし、中谷氏は「協力の義務を課すものではなく、あくまで民間企業自らの判断で対応してもらえばいい」というだけでした。（８月26日）

## 立憲主義を根底から破壊

「安倍政権は、日本の国のあり方の大転換を、憲法解釈の変更というクーデター的手法によって進め、わが国の立憲主義を根底から破壊しようとしている」。日本共産党の志位和夫委員長は9月18日、安倍内閣不信任案の賛成討論でこう断罪しました。

どんな政権であっても、憲法の枠のなかで政治を行う―これが立憲主義です。ところが、安倍政権は、戦後半世紀にわたって歴代政権が「憲法9条のもと集団的自衛権は行使できない」としてきた憲法解釈を、一片の閣議決定でくつがえしてしまったのです。

国会で憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁判事などが「憲法違反だ」と次々と批判したのは当然です。

政府は、「違憲」批判に対し、1959年の砂川事件最高裁判決と72年の政府見解の二つを「合憲」の根拠として示しました。しかし、国会審議でこれらの根拠は総崩れしました。

「砂川判決」は「米軍駐留は違憲ではない」と判断したもので、自衛権については何も判断していません。横畠裕介内閣法制局長官も「集団的自衛権について触れているわけではない」としぶしぶ認めましたが、「合憲」の根拠とする姿勢はそのまま。大森政輔元内閣法制局長官は「任務の懈怠（けたい＝怠けること）」だと厳しい言葉で叱責しました。（9月8日）

「72年見解」は、「集団的自衛権の行使は許されない」との結論を導き出すためのものだったのに、安倍内閣は結論だけ「許される」とあてはめました。元最高裁判事の浜田邦夫氏は「強引に（認められると）読み替えをするのは、とても法律専門家の検証に耐えられない」と批判しました。（9月15日）

審議では、礒崎陽輔首相補佐官の「法的安定性は関係ない」という暴言が問題になりましたが、これこそ立憲主義破壊の安倍政権の正体を示すものでした。志位氏は、「『法の支配』をないがしろにする政治の行き着く先は、独裁政治です」と批判しました。

## 戦争法はガイドライン実行法

―統幕文書で浮き彫り

安倍政権は戦争法について「国民の命と平和な暮らしを守る」ものだと説明しますが、実際は、日米両政府が4月27日に合意した新ガイドライン（軍事協力の指針）の実効性を法的に担保するためのものです。「ガイドライン実行法」―それが戦争法の本質です。

新指針は、①海外派兵での地理的制約を外し、自衛隊が地球規模で米軍の戦争に参戦する②「平時」から先制攻撃戦争にいたるまで「切れ目なく」米軍の戦争を支援する―という狙いがあります。

指針は「（両政府に）立法上…の措置を義務付けるものではない」としています。しかし、日本共産党の小池晃副委員長が8月11日に国会で暴露した自衛隊統合幕僚監部の内部文書には、こう書かれています。

「既存の現行法制で実施可能なものと…法案の成立を待つ必要があるものがあり、ガイドラインの中では、これらが区別されることなく記載されています」―。つまり、戦争法なしには実行できない分野が多数含まれているのです。

山下芳生書記局長はガイドラインと戦争法によって「憲法の解釈を勝手に変えて、安保条約の枠も超えて、日本が武力行使する場面を飛躍的に拡大させようとしている」とのべ、安保条約の事実上の大改悪だと批判。「軍事間調整所」や共同計画策定などで「米軍が作戦上の主導権を握る」「自衛隊の従属化が進む」と警告しました。（9月14日）

日本の対米従属性を如実に示したのが、仁比聡平参院議員が9月2日の国会で暴露した河野克俊統合幕僚長の訪米記録です。河野氏は、法案すらできていない昨年12月の段階で、戦争法の「夏までの成立」を対米公約していました。

憲法を日米同盟に従属させ、若者の血を米国にささげる究極の対米従属法―。それが戦争法の正体です。

国会論戦マップ

# こんなに危険 戦争法

## ＰＫＯ法改定の現実的危険 戦乱が続いている地域での治安維持活動

ＰＫＯ法改定法――国連平和協力法改定法にも、重大な問題点があります。①「国連が統括しない人道復興支援活動や安全確保活動等」に自衛隊が参加、②「安全確保業務」――治安維持活動と、「駆け付け警護」の二つの業務を拡大、③武器使用基準を拡大し、任務遂行型の武器使用を認めました。

形式上「停戦合意」がつくられているけれども、なお混乱、戦乱が続いているようなところに、自衛隊を派兵して、治安維持活動などをさせることになります。

### ❶ ＩＳＡＦのような活動への参加を否定せず

志位委員長は、「こうした法改定がなされれば、アフガニスタンに展開した国際治安支援部隊（ＩＳＡＦ）のような活動に自衛隊を参加させ、治安維持活動などにとりくむことが可能となるのではないか」とただしました。ＩＳＡＦは、治安維持を主任務にしていましたが、米軍主導の「対テロ」掃討作戦と混然一体となり、13年間で約3500人が死亡しています。

安倍首相は、「ＩＳＡＦはすでに活動を終了しており…新たな基準に基づいて再評価を行うことは困難ですから、一概に申し上げられません」とのべ、ＩＳＡＦのような活動への参加は否定しませんでした。（５月28日）

### ❷ 南スーダンＰＫＯで「駆け付け警護」任務

陸上自衛隊の南スーダンＰＫＯ（国連平和維持活動）への派遣部隊が交代する来春にも、新任務として「駆け付け警護」を加える計画であることが、小池副委員長が入手した自衛隊統合幕僚監部の内部資料に明記されていました（８月11日）。従来の海外派兵は武器使用を「自己防護」に限っていました。「駆け付け警護」などは、敵対勢力や他国の住民に発砲したり、自衛隊からも犠牲者を出すことになりかねません。

井上哲士参院議員は、南スーダンでは、政府軍と反政府軍勢力との武力衝突で200万人超の難民が発生し、政府軍による女性や子どもの殺害などが起きている実態を指摘。南スーダン政府軍が国連ＰＫＯ部隊に対する攻撃など100件以上の地位協定違反をくりかえしていることなどをあげ、「停戦合意」などＰＫＯ参加５原則そのものが崩れていると批判しました。（９月９日）

警戒にあたる南スーダンＰＫＯ要員（国連ホームページから）

### 戦争法 危険マップ

◆立憲主義を根底から破壊 ➡裏面

◆「戦闘地域」での軍事支援の拡大
―「殺し、殺される」危険が決定的に高まる
❶「戦闘地域」に派兵すれば、攻撃され、戦闘になる
❷兵站は武力行使と一体不可分
❸兵站ほど狙われやすい
❹無制限の武器輸送・弾薬提供の危険
❺戦闘現場でも捜索・救助活動を継続
❻世界で通用しない「武力行使と一体化しない」論
❼武器・弾薬の輸送等にも民間を動員

◆ＰＫＯ法改定の現実的危険
―戦乱が続いている地域での治安維持活動
❶ＩＳＡＦのような活動への参加を否定せず
❷南スーダンＰＫＯで「駆け付け警護」任務

◆集団的自衛権―侵略国の仲間入りは許されない
❶新３要件は「歯止め」にはならない
・「他国に対する武力攻撃」を自主的に判断できず
・無限定に広がる「明白な危険」
・海外での武力行使に歯止めはなくなる
❷米国の先制攻撃の戦争でも発動がありうる
❸完全に破綻した集団的自衛権行使の説明
・邦人輸送の米艦防護――「日本人は乗っていなくてもいい」
・ホルムズ海峡の機雷掃海――「現実の発生は想定していない」

◆戦争法はガイドライン実行法―統幕文書で浮き彫り ➡裏面

## 集団的自衛権 侵略国の仲間入りは許されない

### ❶ 新３要件は「歯止め」にはならない

安倍政権は、日本が攻撃されていなくても、他国への武力攻撃を排除するために、集団的自衛権を行使することを「存立危機事態」と呼んでいます。その発動の要件として、武力行使の「新３要件」（別項）をあげています。

安倍首相は、「新３要件」について、「きわめて厳格に限定されている」などといいますが、国会審議をつうじて、そのあいまいさと無限定さが浮き彫りになりました。

**武力行使の「新３要件」**

①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

#### 「他国に対する武力攻撃」を自主的に判断できず

「他国に対する武力攻撃」の認定は簡単ではありません。横畠裕介内閣法制局長官は、「他国に対する武力攻撃の発生を我が国として直ちに認定するのは難しい。実際に武力攻撃が行われる、戦闘までいかないと実際上難しいのではないか」と答弁しています（６月29日）。結局、要請国からの情報に頼らざるを得ず、米国の言いなりになる危険性があります。

#### 無限定に広がる「明白な危険」

**相手の攻撃が切迫していなくても、予測されなくても「存立危機事態」と認定できる**

武力攻撃の「明白な危険」を判断するのは、時の政権の裁量にまかされており、いくらでも広がる危険があります。

中谷防衛相は、維新の党の小野次郎参院議員の質問に対して、「存立危機事態が認定されるような場合が、同時に我が国に対する武力攻撃事態が予測又は切迫しているとは認められないこともあり得る」とのべ、日本への武力攻撃が予測されない場合でも存立危機事態と判断することがあると明言（８月26日）。日本が先に攻撃する可能性を示しています。

**事実上の先制攻撃、相手の攻撃を呼び込み、国民を危険にさらす**

安倍首相や中谷防衛相らは、北朝鮮の弾道ミサイルや中国の東シナ海や南シナ海での活動を例に、集団的自衛権による「抑止力、対処力」を強調しています。

しかし、大森政輔元内閣法制局長官は、参考人質疑（９月８日）で、「第三国に武力攻撃の矛先を向けると、その第三国は、我が国に攻撃の矛先をむけてくることは必定。集団的自衛権の抑止力以上に紛争に巻き込まれる危険を覚悟しなければならず、バラ色の局面到来は到底期待できない」と指摘しています。

#### 海外での武力行使に歯止めはなくなる

政府はこれまで、「武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されない」としてきました。

**外国でたたかえば、必要最小限度にはならない**

しかし、「自衛のため」ではない、「他国に対する武力攻撃」を「排除」するための「必要最小限度の実力行使」とは何か。

阪田雅裕元内閣法制局長官は、参考人質疑で「集団的自衛権が、限定的であるとしても行使した場合、それは外国に行ってたたかうことを意味する。交戦権との関係で、必要最小限度というのは一体何なのか」と指摘しています。（６月22日）

**「必要最小限度」を「法律に規定するのは困難」**

井上参院議員が、「この法律では海外派兵の例外は拡大しないと、その担保はどこにあるのか」とただしたのにたいし、安倍首相は、「法律にこれ（必要最小限度）を規定することは困難である」と答弁（７月30日）。海外での武力行使に法律上の歯止めはないのです。

**限定的な集団的自衛権行使は「虚構」**

安倍政権は集団的自衛権を「フルスペック（全面的）」のものと限定的なものにわけて定義しています。宮崎礼壹（れいいち）元内閣法制局長官は参考人質疑で、こうした考えを「虚構」と指摘し、「自国防衛と称して、攻撃を受けていないのに武力行使をするのは、違法とされる先制攻撃そのもの」と批判しています。（６月22日）

これまで国連に報告された集団的自衛権行使の事例は14件ありますが、宮本徹衆院議員の質問にたいし、岸田文雄外相は、「限定的な集団的自衛権」の「事例は存在いたしません」と認めました。（６月19日）

岸田外相は、民主党の大塚耕平参院議員の質問に対し、「限定された集団的自衛権という用語が、国際法上は存在しない」ことも認めています。（８月26日）

米カリフォルニア州沖で実施された日米などの合同演習「ドーン・ブリッツ2015」で海上自衛隊護衛艦あしがら（左奥）などに給油する米給油艦ヘンリー・カイザー（右）＝９月４日（米国防総省ホームページから）

#### 米空母もステルス機も自衛隊が「防護」

現場判断で行使に踏み出す危険

安倍政権は、戦争法で自衛隊法95条の２を新設して、米軍等の武器等防護をするための規定を追加しました。宮本徹衆院議員にたいして、防衛省の黒江哲郎防衛政策局長は、武器等には「船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料」などを含み、地理的制限はなく、艦載機が戦闘現場に向かう空母の防護もできることを認めました。（６月10日）

中谷防衛相は、参院の質疑で、「武器等防護」は、米軍の原子力空母もステルス戦闘機も対象になり、自衛隊が使用する武器は、ミサイルも含めて「制限規定」はないこと、迎撃等の判断は「現場の艦長なり指揮官等」が行うことなどを認めました。現場の判断で事実上の集団的自衛権行使に踏み出す危険性があります。

### ❷ 米国の先制攻撃の戦争でも発動がありうる

志位委員長が「米国が先制攻撃を行った場合でも、新３要件を満たしていると判断すれば集団的自衛権を発動するのか」とただしたのにたいし、安倍首相は「原則として国連憲章上、違法なことをした国にたいして、日本が武力行使をもって協力することはない」とのべました。（５月28日）

しかし、志位氏が、「日本政府が米国による武力行使に対して、国際法上違法な武力行使であるとして反対したことが一度でもあるか」とただしたのにたいし、安倍首相は「日本は米国の武力行使に国際法上違法な行為として反対したことはない」と明言しました。

安倍首相が記者会見で使用したパネル（首相官邸のホームページから）

### ❸ 完全に破綻した集団的自衛権行使の説明

**邦人輸送の米艦防護―「日本人は乗っていなくてもいい」**

安倍首相は、昨年７月の閣議決定後の記者会見で、日本人親子が乗船した米艦船のパネルを示しながら、「日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る。それをできるようにするのが今回の閣議決定です」と強調しました。

ところが、参院の質疑で、民主党の大野元裕議員に対し、中谷防衛相は「邦人が乗っているかは判断の要素の一つではあるが、絶対のものではない」と答弁（８月26日）。安倍首相も「日本人が乗船していない船を守り得る」とのべました。（９月11日）

**ホルムズ海峡の機雷掃海―「現実の発生は想定していない」**

安倍首相は、戦争法の質疑で、「ホルムズ海峡の機雷除去」は、「海外派兵は一般に許されない中において、例外的な例」で、「それ以外は今われわれの念頭にはない」とのべました。

ところが、イランの核問題の協議が前進するとともに、イラン側から「機雷敷設などありえない」と批判されると、安倍首相は民主党・北沢俊美参院議員の質問に「特定の国がホルムズ海峡に機雷を敷設することを想定しているわけではない」などと弁解（７月27日）。９月には、「今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではありません」と言明しました。（９月14日）

# 戦争法廃止 歩み止まらない

## 学生が学者がママが弁護士が労働者が

## 「民主主義を守れ」

ＳＥＡＬＤｓの街頭宣伝でコールする人たち＝10月18日、東京・渋谷駅前

戦争法の強行から1カ月余。大学生・高校生、若者、学者、ママ、弁護士、労働者らが全国各地で集会やデモ、講演会、シンポジウムなどを行うなど、戦争法廃止を求める声と運動は止まるどころか、新たなうねりをみせています。

「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が呼びかける「戦争法の廃止を求める統一署名」行動が11月3日から始まります。目標は2000万人で、来年の5月3日が集約日です。

戦争法が9月19日の未明に強行採決で成立したことを忘れない、と同実行委員会は毎月19日を行動日に設定、国会前や全国で「19日行動」がとりくまれています。成立から1カ月目に行われた最初の「19日行動」には、国会正門前に9500人が集まり、「必ず廃止に追い込む」「安倍政権をみんなで倒そう」「野党はがんばれ」のコールが響きました。札幌市では400人が参加してデモが行われ、神戸市の行動では兵庫県で100万人の署名を目標にとりくむことが紹介されました。福岡市では学生たちが街頭アピールを実施し、「この法律を絶対に使わせてはいけない」と訴えました。

ＳＥＡＬＤｓ（シールズ＝自由と民主主義のための学生緊急行動）は、東京・渋谷駅ハチ公前で「安保法制（戦争法）に反対する渋谷街宣」を行いました（10月18日）。聴衆は時間を追うごとに膨らみ、ステージと一体になって「戦争法絶対反対」「いうこと聞かせる番だ国民が」と訴えました。日本共産党、民主党、維新の党、社民党、生活の党の5野党国会議員があいさつしました。

シールズはまた、外国特派員協会で記者会見し（10月28日）、「安保法制は日本政治の根幹である立憲主義と民主主義をないがしろにするものだ」として、「野党は政策レベルの違いを超え、立憲主義、民主主義を守るために一致してほしい」と野党共闘・選挙協力をよびかけました。

戦争法廃止をめざす国民のとりくみは、それを実現する政治の枠組みを模索しながら進んでいます。

## 2000万署名 職場で地域で学園で

衆議院議長　大島理森 様
参議院議長　山崎正昭 様
内閣総理大臣　安倍晋三 様

### 戦争法の廃止を求める統一署名

2015年9月19日に参議院で“強行採決”され、“成立”した「平和安全保障関連法」は、憲法9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。したがって、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くことになります。

戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。

以上の趣旨から、次の事項について請願します。

【請願事項】

一、戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください。

| 氏　名 | 住　所 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

呼びかけ　戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

TEL 03-3526-2920（1000人委員会）　03-3221-4668（9条壊すな！実行委員会）　03-5842-5611（憲法共同センター）

共同よびかけ　戦争をさせない1000人委員会／解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会／戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター／安倍教育改策NO！ネット／<安倍政権にNO！>東京・地域ネットワーク／安全保障関連法に反対する学者の会／安全保障関連法に反対する医療・介護・福祉関係者の会／安保関連法に反対するママの会／NGO非戦ネット／沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック／女の平和／改憲問題対策法律家6団体連絡会／原発をなくす全国連絡会／国連人権勧告の実現を！実行委員会／さようなら原発1000万人アクション／自由と民主主義のための学生緊急行動（SEALDs）／首都圏反原発連合／戦時性暴力問題対策会議／宗教者・門徒・信者国会前大集会／脱原発をめざす女たちの会／止めよう！辺野古埋立て　国会包囲行動実行委員会／日韓つながり直しキャンペーン2015／日本軍「慰安婦」問題解決全国行動／反貧困ネットワーク／「秘密保護法」廃止へ！実行委員会／mネット・民法改正情報ネットワーク／立憲デモクラシーの会／全国労働組合連絡協議会／全国労働金庫労働組合連合会

取扱い団体

## 「しんぶん赤旗」が伝えた 広がる共同

「しんぶん赤旗」をお読みください
●日刊紙　月3497円　1部130円
●日曜版　月　823円　1部210円
お申し込みは、お近くの党事務所、党員、または党中央委員会へ。
☎03（3403）6111　メールアドレス info@jcp.or.jp